

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅸ－1－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標Ⅹ－1－2) 基本目標Ⅹ: 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること		担当 部署名	年金局企業年金・個人年金課	作成責任者名	企業年金・個人年金課長 海老 敬子					
施策の概要		○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。 (参考)関連法令: 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) 等 ○ 「資産所得倍増プラン」(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)において、 ①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること。 ②iDeCoの拠出限度額の引上げや受給開始年齢の上限引き上げについて2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、 ③iDeCoの各種手続きの簡素化等を行うこと とされた(「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」(令和5年6月16日閣議決定)にも、同主旨の記載)。 ○「資産運用立国実現プラン」(令和5年12月13日資産運用立国分科会取りまとめ)においては、 DBの改革として ・資産運用力の向上として、ガイドラインを改定するなど、必要な方策を講じること、 ・共同運用の選択肢の拡大として、企業年金連合会による共同運用事業の発展等に向けた取組を促すこと、 ・加入者のための運用の見える化の充実として、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)を行うこと、 企業型DCの改革として ・適切な商品選択に向けた制度改善として、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化(情報開示)、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進するなどの方策を講じること、 ・加入者のための運用の見える化の充実として、事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)を行うこと、 企業年金を含む私的年金の更なる普及促進を行うことが盛り込まれた。 ○以上の文書における指摘等を踏まえ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において私的年金制度全般の改革についての議論を整理(令和6年12月27日)。その上で、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」を第217回通常国会に提出し、令和7年6月13日に成立(令和8年4月1日等に施行予定)。										
施策を取り巻く現状		私的年金制度は、加入者数が継続的に増加しており、高齢期の資産形成のために活用が進んでいる。 さらに、 ・働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化 ・生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化 ・高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり ・高齢期の長期化とそれに伴う老後生活へのニーズの多様化 等の経済・社会の変化を背景に、国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、国民の豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築が求められている。										
施策実現のための課題		1	老後生活の基本を支える機能を有する公的年金と相まって老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する老後生活へニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCoの普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。									
課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。					私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要なため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
○1	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数) (アウトプット)	1,412万人	平成27年度	2,190万人	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	高齢期における個人の所得確保を図るため、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。	平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人、平成29年度実績:1,671万人、平成30年度実績:1,785万人、令和元年度実績:1,854万人、令和2年度実績:1,912万人
						1,962万人	2,035万人	2,090万人	2,140万人	2,190万人		
						1,985万人	2,040万人	2,094万人	集計中 (R7年 12月頃 公表予定)			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
2	企業年金(DB・企業型DC)の加入者数(延べ人数)					1,712万人	1,716万人	1,733万人	集計中 (R7年 12月頃 公表予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
3	iDeCoの加入者数					239万人	290万人	328万人	363万人		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
4	国民年金基金の ①加入員数②国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する加入員数の割合 (※) 農業者年金基金被保険者、国民年金保険料免除者、納付猶予者、学生納付特例者を除く。					①34万人 ②4.40%	①34万人 ②4.40%	①33万人 ②4.40%	集計中 (R7年 12月頃 公表予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である各制度ごとの加入者数及び加入割合を参考指標とすることが有益であるため。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額					
(1)	企業年金等の健全な育成に必要な経費 (昭和40年度)	※	※	※	1	※	002840	
		※	※					
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定時期	令和4年度
		17,347		26,092		19,165		
施策の執行額(千円)		10,834		18,926				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		「経済財政運営と改革の基本方針2025」			令和7年6月13日	第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (7) 資産運用立国の実現 資産運用立国に向けた更なる改革を実行する。全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、NISA制度の一層の充実の検討、金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備に取り組むほか、企業型DC(企業型確定拠出年金)及びiDeCo(個人型確定拠出年金)の運用改善を進めるとともに、令和7年度税制改正の大綱に基づく拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。企業年金加入者のための運用の見える化を行う。家計の安定的な資産形成の基盤となる金融経済教育を充実する。成長分野への資金供給を強化する観点から、東証グロース市場の機能向上、インバクト投資市場の拡大、データセンターのREIT(不動産投資信託)への組入促進、有価証券報告書の株主総会前の開示の後押しにつながる制度横断的な検討、コーポレートガバナンス改革、銀証ファイアウォール規制の在り方についての検討を行うほか、資産運用の高度化を図る観点から、「金融・資産運用特区」4地域による広報・誘致活動の充実、アセットオーナー・プリンシプルの受入促進に取り組む。 VII. 資産運用立国の取組の深化 2. 家計の安定的な資産形成 ①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備 確定拠出年金(iDeCo及び企業型DC)については、令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。 企業型DCについて、足元の物価が上昇する市場環境下において、元本確保型商品では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、事業主は加入者に対しより丁寧に説明するとともに、必要に応じて指定運用方法を含めた運用商品の構成の見直しを検討するよう促す。 確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。 企業年金(DB及び企業型DC)の運用状況等の情報開示に向け、厚生労働省が情報を集約し公表することとされているが、必要に応じてデジタル庁とも連携しながら、その早期実現を図る。 VII. 資産運用立国の取組の深化 5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化 ②アセットオーナーシップ改革の更なる推進 確定給付企業年金(DB)について、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを更に進めていく。また、給付のあり方等は労使で検討されるべきものであるが、加入者の退職後の生活におけるインフレ抵抗力が確保されるよう、DBの運用のあり方を含め、事例を整理・公表する。		

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。